

令和7年度沖縄国際物流拠点形成に係る検討業務
企画提案仕様書

1 名称

令和7年度沖縄国際物流拠点形成に係る検討業務

2 業務期間

契約締結の日から令和7年3月13日まで

3 業務の目的

本県では、東アジアの中心に位置する地理的優位性等を生かし、アジアのダイナミズムを取り込む国際物流拠点の形成を目指し、国際物流ネットワークの強化等に取り組んできたが、近年では、国内空港の航空貨物機能の強化や沖縄からアジアの主要都市へ就航していた貨物専用機の運休など、平成21年からスタートした国際物流ハブの環境は大きく変化している。

本事業では、これらの外部環境の調査分析や県が実施している施策の評価を行うとともに、今後の沖縄の発展に必要となる物流の将来像と実現に必要な施策を専門家等による委員会で検討し、提言を取りまとめることを目的とする。

4 業務内容

(1) 専門家等による委員会の運営支援業務

委員会実施に係る運営補助を行うこと。

ア 委員会の構成及び開催頻度

委員会構成：外部委員10名程度

委員会開催：2回（令和7年11月、令和8年2月上旬頃を想定）

イ 委員会に関する業務内容

委員候補者の提案、委員会会場の確保・設営、日程調整及び委員レク、湯茶等準備など

※ 委員会会場は沖縄県庁周辺を想定し、オンラインとのハイブリッド開催に必要な機材等の手配も行うこと。

ウ 議事録作成

速報版（議論概要）：委員会終了後おおむね3日以内で作成

フルバージョン：委員会終了後おおむね1週間以内で作成

エ 必要経費の支払い（会場使用料、委員への報償費・旅費等）

(2) 資料作成・方策の提案

ア 以下の点を踏まえて、委員会における説明資料を作成すること。

- ・国際航空物流に関する環境動向の分析
- ・新・沖縄21世紀ビジョン基本計画（令和4年5月）
- ・GW2050 PROJECTS R6年度グランドデザイン策定調査報告資料（2025年3月）

・その他沖縄県が提供する施策に関する資料

(3) 成果物（委託業務報告書等）の作成

委託業務報告書には、委員会及び部会の記録（議論概要等）、調査報告その他県の指示する資料等を揃えるものとする。

(4) その他、(1)から(3)までに関連して県が指示する事項に関すること。

5 成果物の提出

(1) 成果物

本委託業務の受託者は、以下の成果物を契約期間内に沖縄県に提出すること。

- ① 委託業務報告書（概要版） 10部
- ② 委託業務報告書 10部
- ③ ①及び②の電子データ（CD又はDVDで提出）
- ④ その他県が必要と認める書類等

6 成果物の納品時期

受託者は、実績報告書に5の成果物を添えて、履行期間の末日までに県に提出するものとする。なお、委員会等の議事録速報版（議論概要）等、別途、県が期日を定めて納品を求めるものについては、県の指示に従うものとする。

成果物については、県がオープンデータとして取り扱うことができるよう、次の事項に留意すること。

- (1) 本事業で実施した調査等に係るデータについては、オープンデータを前提として極力構造化することとし、CSVファイル（文字コード：UTF-8（BOM無し））も提出すること。（図・表等の集計前のデータを含む。）
- (2) PDFファイルについては、文字列検索ができるようなデータ形式とすること。また、可能な限り、目次からのジャンプ機能やしおり機能を付加すること。
- (3) 外部から引用したデータが含まれる場合は、その引用元を明確にした上でリンクを設定し、可能な限り、引用元に対して二次利用することを含めて利用許諾を得ること。ただし、法令上許諾を必要としない場合はこの限りではない。

7 著作権

成果物の著作権及び所有権は沖縄県に帰属する。ただし、本委託業務にあたり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理するものとする。また、受託者は成果物に係る著作者人格権を行使しないこと。

8 見積・積算

- (1) 積算内訳は、人件費、直接経費（委員等への謝金、旅費、消耗品費、通信運搬費、会場使用

料等)、再委託費、一般管理費の項目ごとに積算した合計額(消費税抜額)を算出し、契約にかかる消費税の税率(10%)を乗じた額を算出すること。

- (2) 人件費及び直接経費は、中項目として「委員会運営支援業務経費」、「情報整理等業務経費」に区分して積算すること。
- (3) 一般管理費は、次の算式(再委託費は含めない。)で算定すること。
「一般管理費 = (人件費+直接経費) × 10%以内」
- (4) 委員会委員への謝金は県提示の額で算定すること。

9 再委託の制限等

(1) 一括再委託の禁止等

受託者は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委託し、又は請負わせてはならない。また、以下の業務(以下、「契約の主たる部分」という。)については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○ 契約の主たる部分

契約金額の50%を超える業務

企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

履行にあたり特殊な技術能力等を必要とする業務

(2) 再委託の相手方の制限

受託者は、本契約の企画提案参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲及び再委託の承認

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

○ その他、簡易な業務(再委託により履行することが可能な部分)

資料の収集・整理、複写・印刷・製本、原稿・データの入力及び集計

その他単純作業的な業務であって、容易かつ簡易なもの

10 その他留意事項

- (1) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (2) 企画提案書が入選した場合においても、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。

- (3) 提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、候補者と当該業務の仕様等について交渉を行った上で、見積書の提出を求め、契約を締結するものとする。
- (4) 本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。
- (5) 受託者は、事業の実施に当たり、県と適宜協議を進めていくものとする。
- (6) この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、県と受託者の双方で協議して定めるものとする。